警察における 営業秘密侵害事犯捜査

平成27年7月14日 第3回技術情報防衛シンポジウム

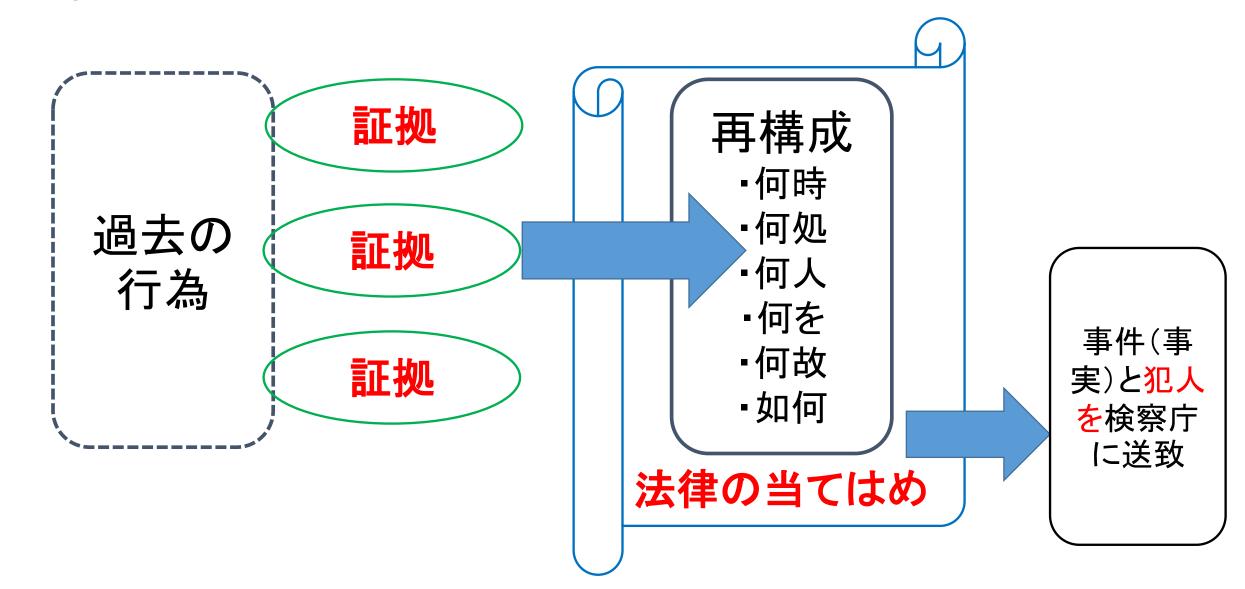
警察庁生活安全局生活経済対策管理官付 理事官 兼 知的財産権保護対策官

小栗 宏之

自己紹介

- 昭和63年 警察庁採用
- 平成6年 警視庁中央警察署・刑事課長代理(知能犯担当)
- 平成12年 福島県警察本部・捜査第二課長
- 平成14年 警察庁生活安全局銃器対策課・課長補佐
- 平成17年 警察庁刑事局捜査第二課・課長補佐
- 平成19年 警察庁刑事局刑事企画課 課長補佐
- 平成21年 埼玉県警察本部•捜査第二課長
- 平成22年 警察庁組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官付 課長補佐
- 平成23年 山形県警察本部・警務部長
- 平成25年 (現職)

警察の行う「捜査」とは



証拠とは

物証

- 通信ログ
- ・ 防犯カメラ画像
- 入出金記録
- 指紋
- DNA資料

.....



人証

- 被害者
- 目撃者
- 共犯者
- その他参考人

物証、人証の双方が大切

例) AのICカードでの入室記録が ある。

~他人が利用したのでは?

同僚が、「休日出勤したら、Aも 出勤していた」と供述した。

例)会社規則では、持出の都度、 上司の許可が必要とされている。 ~ 勝手に持ち出したのでは?

同僚が、「規則は有名無実で、自由に持ち出せた」と供述した。

捜査の流れ①~端緒情報の入手

- 一般に、捜査の端緒としては、
 - 被害届
 - 告訴 ※ 被害者
 - **告発** ※ 第三者(官公庁)
 - 自首 ※ 被疑者
 - (匿名)通報
 - 聞き込み(風評)
 - 警察官の現認
 - 容疑者の行動確認
 - 余罪捜査
 - 他事件の捜査

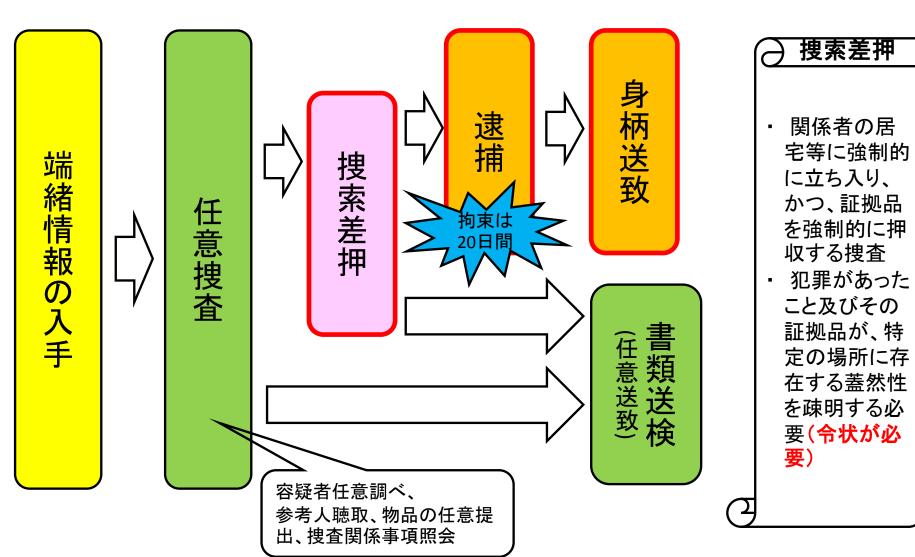
等がある。



告訴とは

- 〇告訴とは「犯罪事実を申告して犯人の 処罰を求める意思表示」
- ・ 警察は、告訴・告発を受理した場合は、 速やかに書類及び証拠物を検察官に 送付しなければならない(刑訴法242 条)
- ・ 親告罪の場合、告訴がないと公訴提起ができない。
- ・ 虚偽告訴罪(刑法172条) 人に刑事又は懲戒の処分を受けさせ る目的で、虚偽の告訴、告発その他 の申告をした者は、3月以上10年以下 の懲役に処する。
- cf. 軽犯罪法1条16号 虚構の犯罪又は災害の事実を公務員に申 し出た者(拘留又は科料)

捜査の流れ②~任意捜査・強制捜査



- 関係者の居 宅等に強制的 かつ、証拠品 を強制的に押
- こと及びその 証拠品が、特 定の場所に存 在する蓋然性 を疎明する必 要(令状が必

逮捕

- 逃走又は罪証 隠滅を防止す るため、犯人 の身柄を強制 的に拘束する 捜査
- 犯罪があった こと、特定の者 がその犯人で あること及び 犯人に逃走又 は罪証隠滅の おそれがある ことを疎明(令 状が必要)

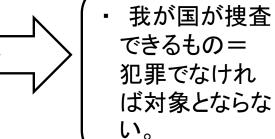
捜査の流れ③~海外における捜査

外国の領域内において、我が国は公権力の行使(=捜査)はできないことが原則



<u>外国捜査機関に要請して、その協力を得る</u>こととなる。

- 外交ルート
- 中央当局ルート(個別条約。日米、日韓、日露、日EU)
- O ICPOルート ・証拠物のやり 取りはできない



捜査の流れ4~警察における事件広報

〇刑事訴訟法47条

訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があって、相当と認められる場合はこの限りではない。



発生時広報

- → 同種事案の続発するおそれがあり、注意喚起を行う必要があるとき 例:振り込め詐欺
- → どのような事案が発生し、また、警察が対応していることを正確に知らせることにより、国民の安心感を確保する必要があるとき例:殺人事件

検挙時広報

- → 逮捕事件は、原則として広報する(一般予防論)
- → 任意送致事件は、既に周知となっている事案など、警察が犯人を検挙 したことを国民に知らせる必要があると判断された場合に、例外的に広報

営業秘密侵害事犯における立証ポイント

1. 営業秘密該当性、 特に、秘密管理性

誰でも自由に持ち出せた。

アクセス制限もなく、 秘密表示もなかった。

2. 図利加害目的特に、領得段階

自分の活動記録にすぎない。

フォルダの中にそん な情報があるとは知 らなかった。

自宅で引継ぎ書を作る必要があった。

3. 領得時期の特定

4. 使用、開示された情報と、領得された情報との同一性

業務の必要? それとも領得?

部内異動でアクセス 不可となるが、仕事で どうしても必要だった。

企業の初動措置について①

※ サイバー犯罪関係を除く。

〇 事実関係の調査

- ・ 社内処分のため、また、犯罪であるとの感触をつかむため、必要 な社内調査は進めてもらいたい。
- 調査担当者、調査の対象者には、秘密の保全の徹底を。
- 社外の調査は必要最低限に。
- 弁護士は、将来の民事訴訟に加え、刑事公判における秘匿手続きも担うことから、ご相談することは有効。



社員による持出し、あるいは、外部からの侵入等「営業秘密侵害罪」が発生したとの感触がつかめた。

- 例) ログ解析から、退職直前に秘密指定されたファイルを大量にダウンロードしていることが判明した。
- 例) 他社が取引先に持ち込んだ図面を入手したところ、自社の図面と 同じ特徴的な記載があった。



企業の初動措置について②

刑事処罰を求めるとの意思決定がなされた場合、すみやかに警察に相談を。

- ~ 時間の経過とともに、証拠は散逸する。
- ∼ 一般に、警察が捜査を開始したことを知られると、逃走、罪証隠滅を誘発する。



相談を受けた以降は、 警察と企業との共同 作業となる。

→ 相談に当たって

- 相談は、会社として の方針をしっかりお 話しいただける人に 来ていただきたい。
- 報道発表の予定、 民事の予定なども最 初に教示願いたい。

) 役割分担の考え方

- 一 普段の管理状況、情報の有用性(価値)、被疑者が社員の場合、その言動等は、被害企業が一番わかる。
- 〇 警察は、聴取のノウ ハウや、強制捜査権 限があるので、企業が 犯人や流出先からの 聴取を無理にする必 要はない。

分記録の収集

- アクセスログ、入 退出記録、社内 メール等は、さか のぼれる範囲です べて、かつ、特定 人物に限定するこ となく保全を。
- ありのままで保全 し、その経緯を記 録化しておく。

流出防止策

【告訴受理に至らなかった事例】※ 旧管理指針での事例

秘密管理性 の問題

- データ(=営業秘密)を保管したPCにパスワード設定がなかった。
- 〇 営業上の必要性から、顧客名簿(=営業秘密)の抜粋を毎月配布し、回収していなかった。
- 添加物の調合割合(=営業秘密)を記載した作業指示書を事務所内に放置していた。
- 〇「平成25年」のフォルダに全てのデータを保管していた。
- 社用PCの入れ替えにより、アクセスログを廃棄していた。

立証上の 問題



☆ 営業秘密とその他の情報を明確に区分しての保管☆ ログや簿冊によるアクセス状況の記録

確実な履行を

☆ 退職申出時の、情報を具体的に示しての持ち出さない旨の誓約徴収 (入社時・研修実施時等、節目節目での誓約書も有効)

まとめ

- 流出させないためには、日々の管理と定期的なアクセス記録の確認を
- 〇 流出の疑いがある場合は、積極的に警察に相 談を
- 警察と企業が一体となって「営業秘密侵害を断 固として許さない社会」の創出を